

日・イタリア社会保障協定 説明会

厚生労働省年金局国際年金課
日本年金機構事業企画部国際事業グループ

この説明会資料は、2023年9月26日時点の情報に基づき作成しています。
最新の情報は、日本年金機構HP等でご確認をお願いいたします。

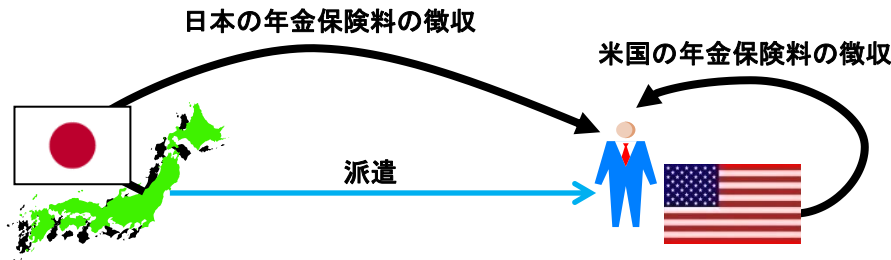
I 社会保障協定の概要

社会保障協定の概要

- 社会保障協定の目的 … 国際間の人的移動の活発化に伴う年金等に係る課題の解決
 ⇒ 年金については、年金保険料の二重負担、年金受給資格の確保が課題となっている。

年金保険料の二重負担の課題

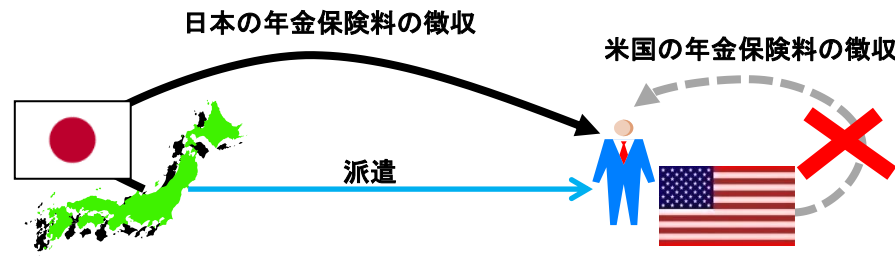
○ 協定発効前



⇒ 日本の年金保険料と米国の年金保険料の両方を払うことが必要。

適用法令の調整

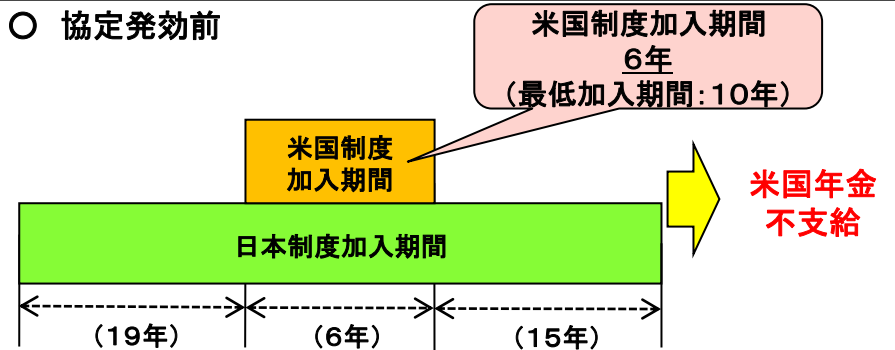
○ 協定発効後



⇒ 短期の派遣（５年間以内）の場合は、日本の制度にのみ加入し、米国制度への加入義務免除（原則は就労国でのみ加入）。

年金受給資格の確保の課題

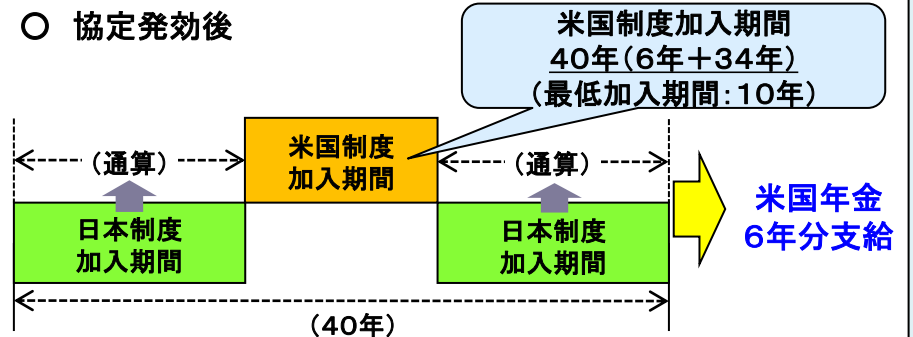
○ 協定発効前



⇒ 米国制度加入期間のみでは、米国年金の最低加入期間を満たさないため、米国年金は受給できない。

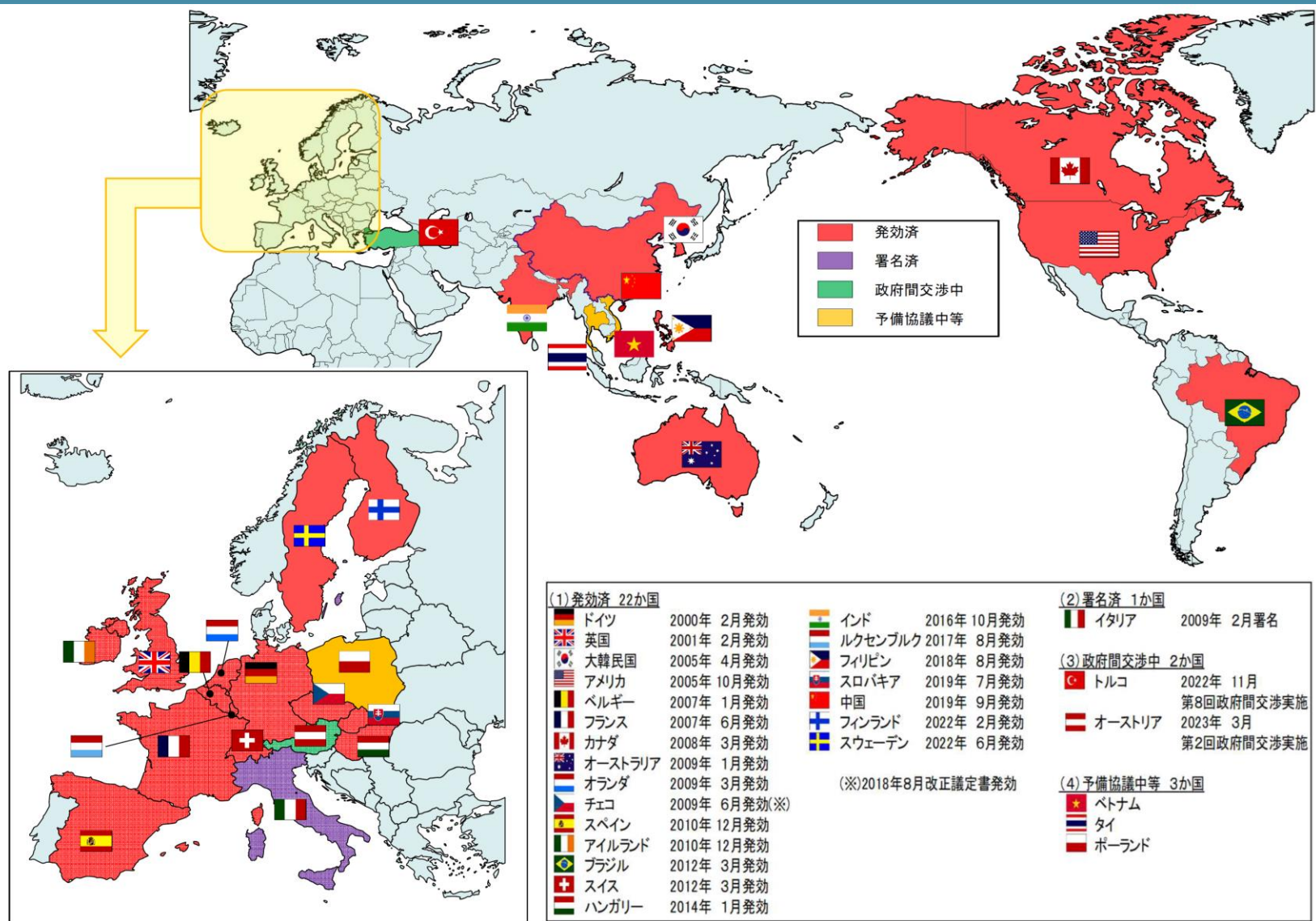
加入期間の通算

○ 協定発効後



⇒ 日本制度にのみ加入していた期間（34年）が通算されることで、米国年金の最低加入期間を満たすため、米国年金を受給できる（ただし、受給額は6年分（日本の年金は34年分））。

社会保障協定の締結状況(2023年3月14日現在)



社会保障協定の締結状況（再掲）（2023年3月14日現在）

(1) 発効済 22か国

	ドイツ	2000年 2月発効
	英国	2001年 2月発効
	大韓民国	2005年 4月発効
	アメリカ	2005年 10月発効
	ベルギー	2007年 1月発効
	フランス	2007年 6月発効
	カナダ	2008年 3月発効
	オーストラリア	2009年 1月発効
	オランダ	2009年 3月発効
	チェコ	2009年 6月発効(※)
	スペイン	2010年 12月発効
	アイルランド	2010年 12月発効
	ブラジル	2012年 3月発効
	スイス	2012年 3月発効
	ハンガリー	2014年 1月発効



	インド	2016年 10月発効
	ルクセンブルク	2017年 8月発効
	フィリピン	2018年 8月発効
	スロバキア	2019年 7月発効
	中国	2019年 9月発効
	フィンランド	2022年 2月発効
	スウェーデン	2022年 6月発効

(※)2018年8月改正議定書発効

(2) 署名済 1か国

	イタリア	2009年 2月署名
---	------	------------

(3) 政府間交渉中 2か国

	トルコ	2022年 11月 第8回政府間交渉実施
	オーストリア	2023年 3月 第2回政府間交渉実施

(4) 予備協議中等 3か国

	ベトナム
	タイ
	ポーランド

Ⅱ 日・イタリア社会保障協定の概要

日・イタリア社会保障協定について

発効予定日

2024年春頃(未確定)

対象となる社会保障制度

両国の年金制度及び雇用(失業)保険制度が対象となります。

◆日本

- ・年金制度(国民年金・厚生年金保険)
- ・雇用保険制度

◆イタリア

- ・年金制度
 - (1) 被用者の障害年金、老齢年金及び遺族年金に関する一般強制保険
 - (2) 自営業者に関する一般強制保険の特別制度
 - (3) 一般強制保険の分離制度
 - (4) (1)に規定する一般強制保険を代替し、及び除外する保険制度
- ・失業保険制度

【参考】日本年金機構HP(協定を結んでいる国との協定発効時期及び対象となる社会保障制度)

<https://www.nenkin.go.jp/service/shaho-kyotei/kunibetsu/sweden06.html>

日・イタリア社会保障協定について

2つのポイント

- ① 二重負担の解消
- ② 申請書の代理受理

※本協定には「年金加入期間の通算」についての規定は含まれていません。

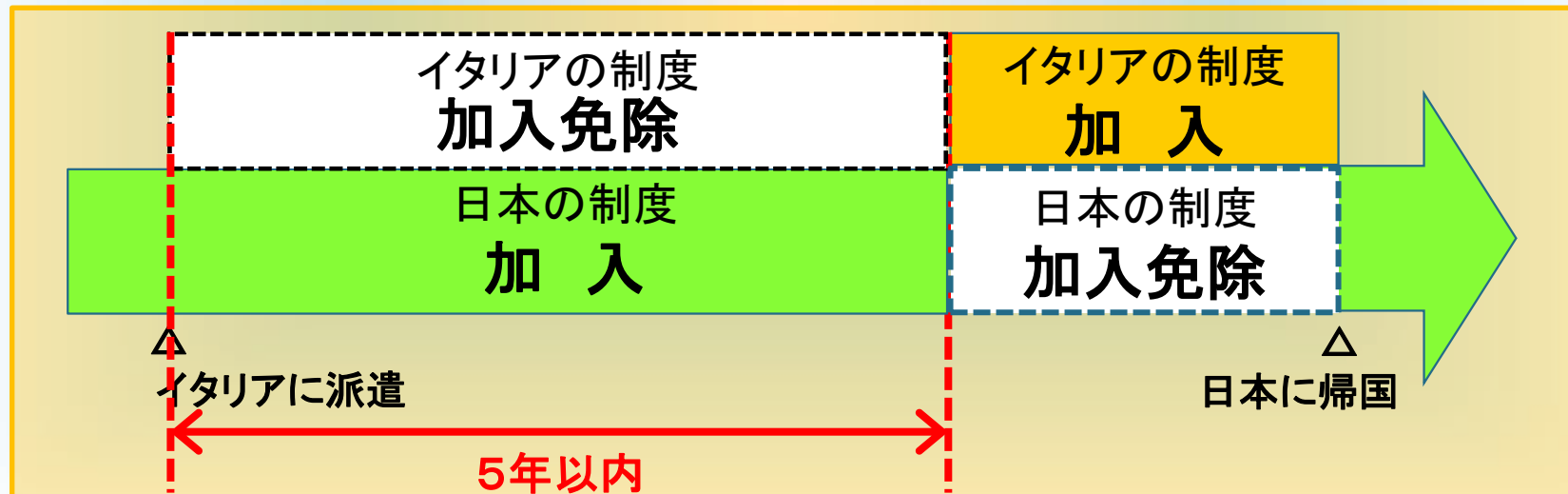
日・イタリア社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

適用調整のルール

- 就労している国の制度のみに加入することが**原則**となります。
※この原則は日本の雇用保険制度には適用されません。
- ただし、一定条件(予定された派遣期間が5年を超えない等)を満たす者は、例外的に派遣元国の制度のみに加入することとなります。

《例：日本の事業所からイタリアへ派遣される場合》



日・イタリア社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

加入免除期間の延長

- 派遣期間が5年を超えることになった場合、申請に基づき、両国関係機関間で協議し合意した場合には、派遣先国制度の加入免除期間の延長が認められます。
- ただし、その延長期間は原則として5年を超えない期間とされています。

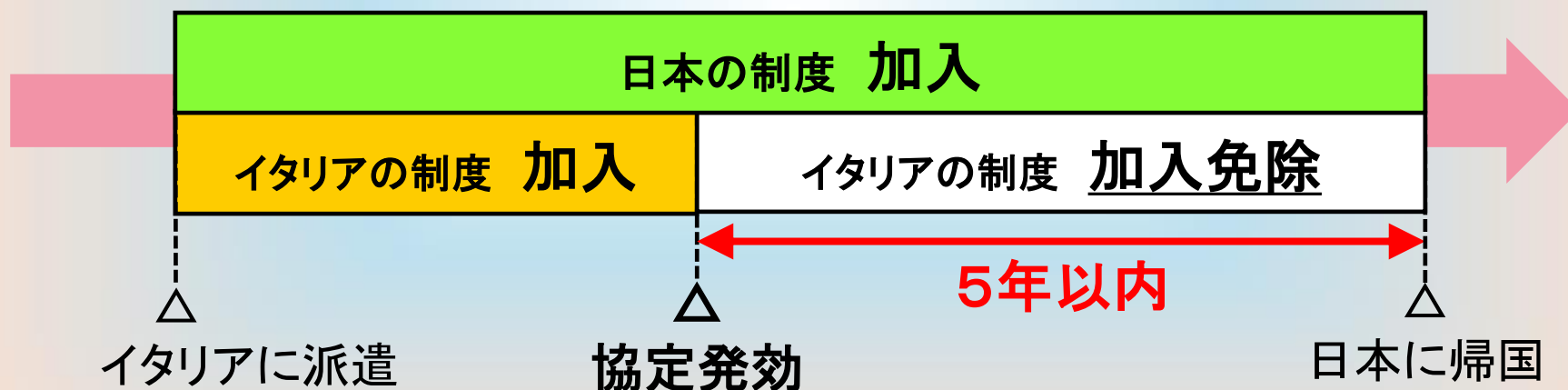
日・イタリア社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

協定発効前から派遣されている者について

協定発効日の時点において、既にイタリアに派遣され就労している場合、当該発効日を起算点として、予定された派遣期間が5年以内と見込まれる場合は、日本の制度のみに加入し、イタリアの制度への加入が免除されます。

※5年間を超えることになった場合は、申請により延長が認められる可能性があります(P.10参照)。



日・イタリア社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

厚生年金保険の特例加入制度

- 日本からイタリアに派遣された被用者のうち、イタリアの年金制度に加入する者（当初の派遣期間が5年を超える見込みの場合、5年を超える延長が認められない場合 等）については、日本の年金制度（強制加入）が加入免除となりますが、この場合、**厚生年金保険に任意加入**することができます（特例加入制度）。
- この場合、イタリアの年金制度（強制加入）及び日本の年金制度（任意加入）の双方に加入することになりますが、厚生年金保険に任意加入することにより、当該任意加入期間の厚生年金保険料拠出も考慮した年金給付が支給されることになります。

【参考】日本年金機構HP 厚生年金保険特例加入被保険者資格取得申出書

<https://www.nenkin.go.jp/service/shaho-kyotei/shikumi/shinseisho/tenpu.html>

日・イタリア社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

同行する配偶者・子

イタリアから日本に派遣された被用者が日本の制度の加入を免除されている場合、その者に同行する配偶者・子は、一定の条件を満たす場合、日本の制度の加入を免除されます(ただし、配偶者・子が日本の制度への加入を希望する場合には、その限りではありません。)

自営業者

日本で自営業者として就労し、日本の年金制度に加入している者が、イタリアで自営業者として一時的に自営活動を行う場合には、予定された自営活動の期間が5年を超えない場合は日本の年金制度のみに加入することになります(イタリアの年金制度の加入は免除されます。)

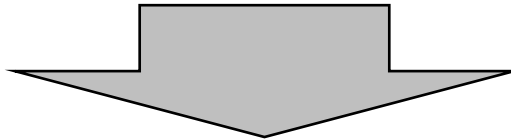
※5年を超える場合は、個別事情を考慮し例外的に延長が認められる可能性があります(P.10 参照)。

日・イタリア社会保障協定のポイント②

～申請書の代理受理～


協定発効前

- 日本年金の申請は日本の年金担当窓口へ、イタリア年金の申請はイタリアの年金担当窓口へ行っていただくこととなります。



協定発効後

- 日本の年金事務所の窓口で、イタリア年金の申請が可能となります。
- イタリアの年金担当窓口で、日本年金の申請が可能となります。



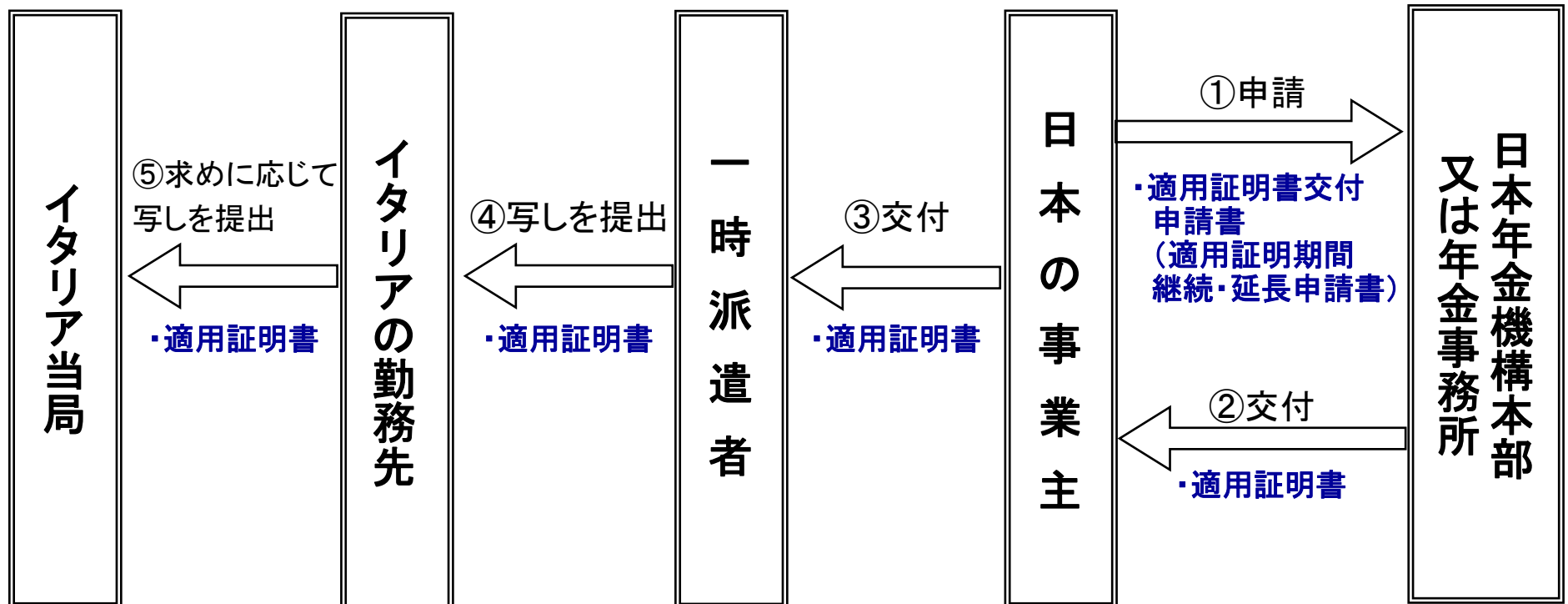
Ⅲ 日・イタリア社会保障協定における手続き

(1) 日本からイタリアへ派遣されて就労する場合

日・イタリア社会保障協定の手続き～全体概要～ (日本からイタリアへの派遣)

イタリア制度の加入免除を受けるには、原則として派遣前に日本年金機構(日本年金機構本部又は年金事務所)から「**適用証明書**」の交付を受ける必要があります。

■ 適用証明書の交付及び加入免除にかかる手続き



日・イタリア社会保障協定の手続き～適用証明書～ (日本からイタリアへの派遣)

〔イタリアに派遣される前の手続き〕

- イタリアへの派遣前に日本年金機構に「**適用証明書**」の交付申請をしてください。

〔イタリアに派遣された後の手続き〕

- イタリアへ派遣された後は、派遣先のイタリアの事業所へ証明書の写しを提出してください。イタリア当局から証明書の提示を求められたときは、提示してください。
- 協定発効前よりイタリアに派遣され、イタリアの制度に加入している被用者の方については、派遣先の事業所からイタリア当局に対して、イタリア制度の加入免除の手続きを行ってください(その際には日本側で交付された適用証明書の写しを提出してください)。

日・イタリア社会保障協定の手続き～適用証明書～ (日本からイタリアへの派遣)

【記入の注意点】

⑫イタリアにおける事業所の名称、⑬イタリアにおける事業所の所在地、⑩被保険者氏名はローマ字(大文字ブロック体)で記入してください。

「日本の事業所から派遣された被用者が、派遣元事業主の命によりイタリア国内で就労する」に該当する場合、「150」に✓を記入してください。

⑩就労の開始予定年月日は、協定の発効日以降です。

最長5年間相手国制度の加入が免除されます。
このため、就労の開始年月日が2024年X月1日の場合、⑪就労の終了予定年月日は最長で2029年X-1月の末日です。

(案)

様式コード 2 2 4 3 0 2 3	届書コード 2 4 3	日・イタリア社会保障協定 厚生年金保険・雇用保険 適用証明書交付申請書	令和 年 月 日提出
① 事業所の記号 01		② 被保険者整理番号 いは 1234	③ 生年月日 63 04 01
④ 被保険者氏名 年金 太郎		⑤ 性別 1 男	⑥ 日本国における被保険者住所 東京都杉並区高井戸西X-Y-Z
⑦ 協定相手国 イタリア		⑧ 協定条文該当区分 150 7条該当 8条(船舶)該当 152 10条該当	
⑩ 就労の開始予定年月日 2022.06.01		⑪ 就労の終了予定年月日 2027.05.31	
⑫ イタリアにおける税務番号および事業所名称 XXXXXXXXXXXXXXXXX IROHA XXX S.R.O.		⑬ イタリアにおける事業所の所在地 XXX XX ROMA ITALIAN REPUBLIC	
⑭ 適用証明書要否 0. 要 1. 否		⑮ 被保険者氏名 姓 NENKIN 名 TARO	送信
事業所の所在地および名称 所在地 168-XXXX 名称 株式会社 イロハ商事 代表取締役 色葉 正二		社会保険労務士監理 氏名	

※日本年金機構のホームページから入手可能

適用証明書には日本年金機構に届出されている住所が表示されます。日本年金機構に届出されている住所と異なる住所を希望する場合、住所変更届の提出が必要です。

⑫イタリアにおける事業所の名称は、50文字を超える場合は手書きとなります。可能な限り、50文字以内としていただくようご協力をお願いします。

⑬イタリアにおける事業所の所在地は、75文字を超える場合は手書きとなります。建物名や国名を省略する等、可能な限り、75文字以内としていただくようご協力をお願いします。

日・イタリア社会保障協定の手続き～加入免除期間の延長～ (日本からイタリアへの派遣)

加入免除期間の延長の手続き

日本の事業主から日本年金機構(日本年金機構本部又は年金事務所)に対して「**適用証明期間継続・延長申請書**」を提出してください。

〔加入免除期間の延長について(再掲)〕

- 派遣期間が5年を超える場合、申請に基づき、両国関係機関間で協議し合意した場合には、派遣先国制度の加入免除期間の延長が認められます。
- ただし、その延長期間は原則として5年を超えない期間とされています。



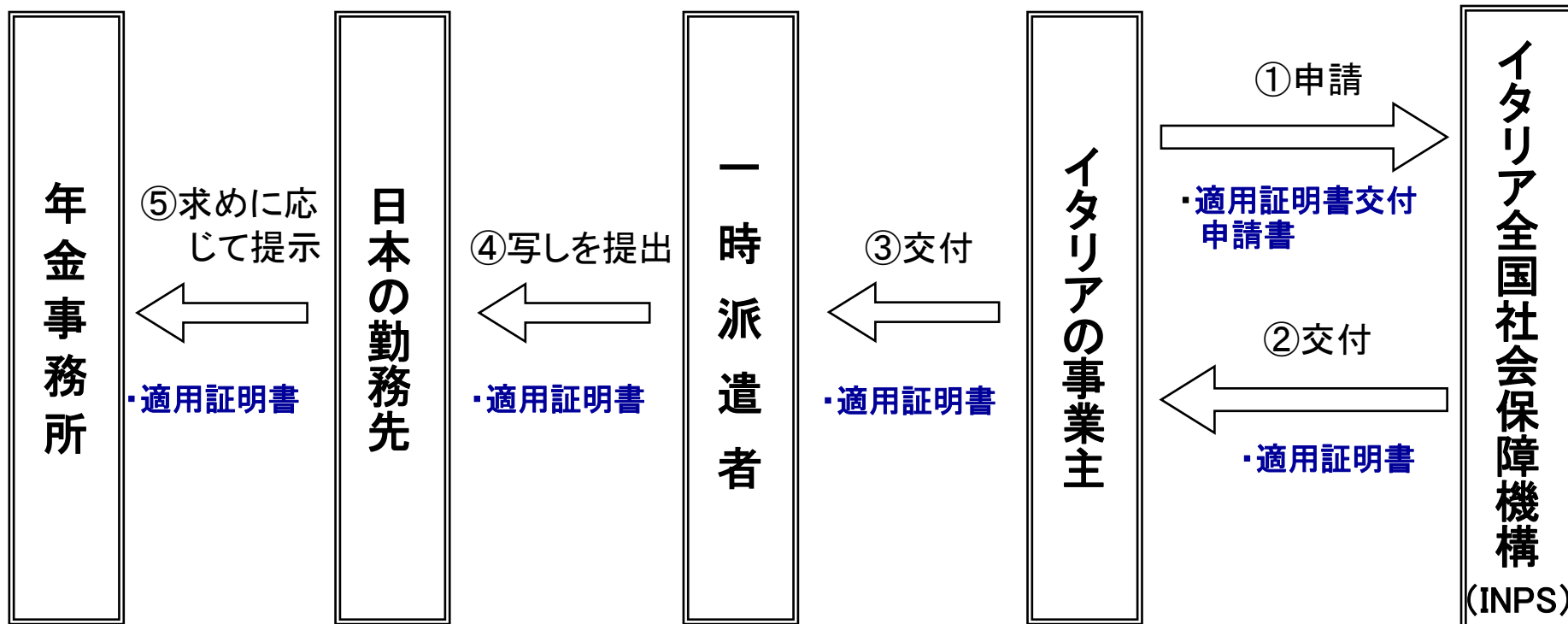
Ⅲ 日・イタリア社会保障協定における手続き

(2) イタリアから日本へ派遣されて就労する場合

日・イタリア社会保障協定の手続き～適用証明書～ (イタリアから日本への派遣)

日本制度の加入免除を受けるためには、原則として派遣前にイタリア全国社会保障機構 (INPS) から「**適用証明書**」の交付を受ける必要があります。

■ 適用証明書の交付及び適用免除にかかる手続き



日・イタリア社会保障協定の手続き～適用証明書～ (イタリアから日本への派遣)

〔日本に派遣される前の手続き〕

- 日本への派遣前にイタリア全国社会保障機構 (INPS) に「適用証明書」の交付申請をしてください。

〔日本に派遣された後の手続き〕

- 日本への派遣後は、求めに応じ、日本の年金事務所に対してイタリアで交付された適用証明書を提示してください。
- 協定発効前より日本に派遣され就労している被用者の方は、イタリアで交付された適用証明書を日本の年金事務所等に提示のうえ、「資格喪失届」を提出してください。

<「厚生年金保険 被保険者資格喪失届」の記入の留意点>

「⑥喪失(不該当)原因」欄では、
「11. 社会保障協定」を選択してください。

⑥ 喪失 (不該当) 原因	4. 退職等 (令和 年 月 日退職等)
	5. 死亡 (令和 年 月 日死亡)
	7. 75歳到達(健康保険のみ喪失)
	9. 障害認定(健康保険のみ喪失)
	11. 社会保障協定

日・イタリア社会保障協定の手続き～適用証明書～ (イタリアから日本への派遣)

■ 適用証明書案(イタリア側交付分)

(表)

IT/JPN 101

ACCORDO DI SICUREZZA SOCIALE TRA LA REPUBBLICA ITALIANA E IL GIAPPONE

社会保障に関するイタリア共和国と日本国との間の協定

Certificato di copertura contributiva in base alla legislazione italiana sul regime pensionistico e di disoccupazione per i lavoratori dipendenti o lavoratori autonomi in Giappone

日本で就労する被用者/自営業者のためのイタリア共和国の年金法及び失業保険法の適用に関する証明書

Articoli 7.1, 7.3, 7.4, 8, 9.2, 10, 13 letta. e lett. c. dell'Accordo / 協定第7条1, 第7条3, 第7条4, 第8条, 第9条2, 第10条並びに第13条(a)及び(c)
Articolo 3.1 dell'Accordo Amministrativo / 行政取決の第3条1

1 Lavoratore Dipendente / 被用者 Lavoratore Autonomo / 自営業者

Cognome (da nubile) / 氏 (旧姓) _____ Nome / 名 _____ Data di nascita / 生年月日 _____
G.日 M.月 A.年
(caratteri alfabetici) (ローマ字)

Indirizzo di ultima residenza nel Paese di provenienza / 最終住所 _____
Codice fiscale / 税務番号 _____

2 Luogo di Lavoro in Italia / イタリア共和国における事業所

Nome del datore di lavoro / 事業所名 _____
Indirizzo / 所在地 _____

3 Luogo di Lavoro in Giappone / 日本における事業所

Nome del Datore di lavoro / 事業所名 _____
Indirizzo / 所在地 _____

4 Certificato / 証明

Il lavoratore di cui al punto 1 è coperto dalla legislazione italiana concernente i sistemi pensionistici e l'assicurazione contro la disoccupazione involontaria, in base al seguente Articolo dell'Accordo:
上記1にあげられた者は、次の協定条文中に該当するため、以下の期間、イタリア共和国の公的年金制度及び失業保険制度についての法令(協定第2条1)の適用を受ける。
Articolo / 該当条文 _____

Per il periodo / 期間 dall'から: _____ all'まで: _____
G.日 M.月 A.年 ~ G.日 M.月 A.年

5 Istituzione competente italiana / イタリア共和国の実施機関

Denominazione / 名称 _____ Timbro / 印 _____
Indirizzo / 所在地 _____
Data / 年月日 _____ G.日 M.月 A.年 _____

(裏)

(Istruzioni 注意事項)

- Questo documento certifica che l'interessato continua ad essere assicurato in base alla legislazione italiana di sicurezza sociale per l'invalidità, vecchiaia e superstiti, e sull'assicurazione contro la disoccupazione involontaria secondo quanto previsto dall'Accordo di sicurezza sociale tra la Repubblica Italiana e il Giappone.
Durante il periodo di copertura contributiva, si dovrà conservare questo certificato in quanto costituisce prova documentale dell'esenzione dall'assicurazione pensionistica pubblica giapponese e dall'assicurazione per l'impiego.
この証明書は、社会保障に関するイタリア共和国と日本国との間の協定に基づき、あなたがイタリア共和国の公的年金(障害・老齢・遺族)及び失業保険制度に継続して適用されていることを証明するものです。
この証明書は、証明期間中、日本の年金及び雇用保険制度の適用が免除される根拠となりますので、大切に保管してください。
- Occorre presentare una fotocopia di questo certificato al datore di lavoro in Giappone. Si dovrà inoltre mostrare questo certificato all'istituzione competente giapponese qualora fosse richiesto.
派遣先の日本の事業所へ証明書の写しを提出してください。日本の実施機関から証明書の提示を求められたときは、提示してください。
- In caso di smarrimento, danneggiamento o variazioni dei dati riportati nel certificato, l'interessato o il suo datore di lavoro in Italia dovrà, senza indugio, richiederne una nuova emissione presso l'istituto previdenziale italiano che l'aveva emesso.
この証明書を紛失またはき損したとき、もしくは記載内容に変更が生じたときは、直ちに、この証明書の交付申請をした事務所に再交付の申請をしてください。
- In caso di prolungamento (Articolo 7.2, 7.5 e 13 lett. b. dell'Accordo) del periodo di copertura contributiva, è necessario rivolgersi all'istituzione che ha emesso il presente certificato, prima della sua scadenza.
Dovrà essere allegato al presente formulario anche il certificato/i dei periodi precedenti.
この証明書の証明期間が、不測の事情により延長となる場合(協定第7条2、第7条5及び第13条(b))は、証明期間が終了する前に、この証明書の交付申請をした事務所に申請してください。
当初交付された証明書も併せて大切に保持してください。

日・イタリア社会保障協定の手続き～加入免除期間の延長～ (イタリアから日本への派遣)

加入免除期間の延長の手続き

イタリアの事業主からイタリア全国社会保障機構(INPS)に対して「**派遣期間の承認に係る申立書**」を提出してください。

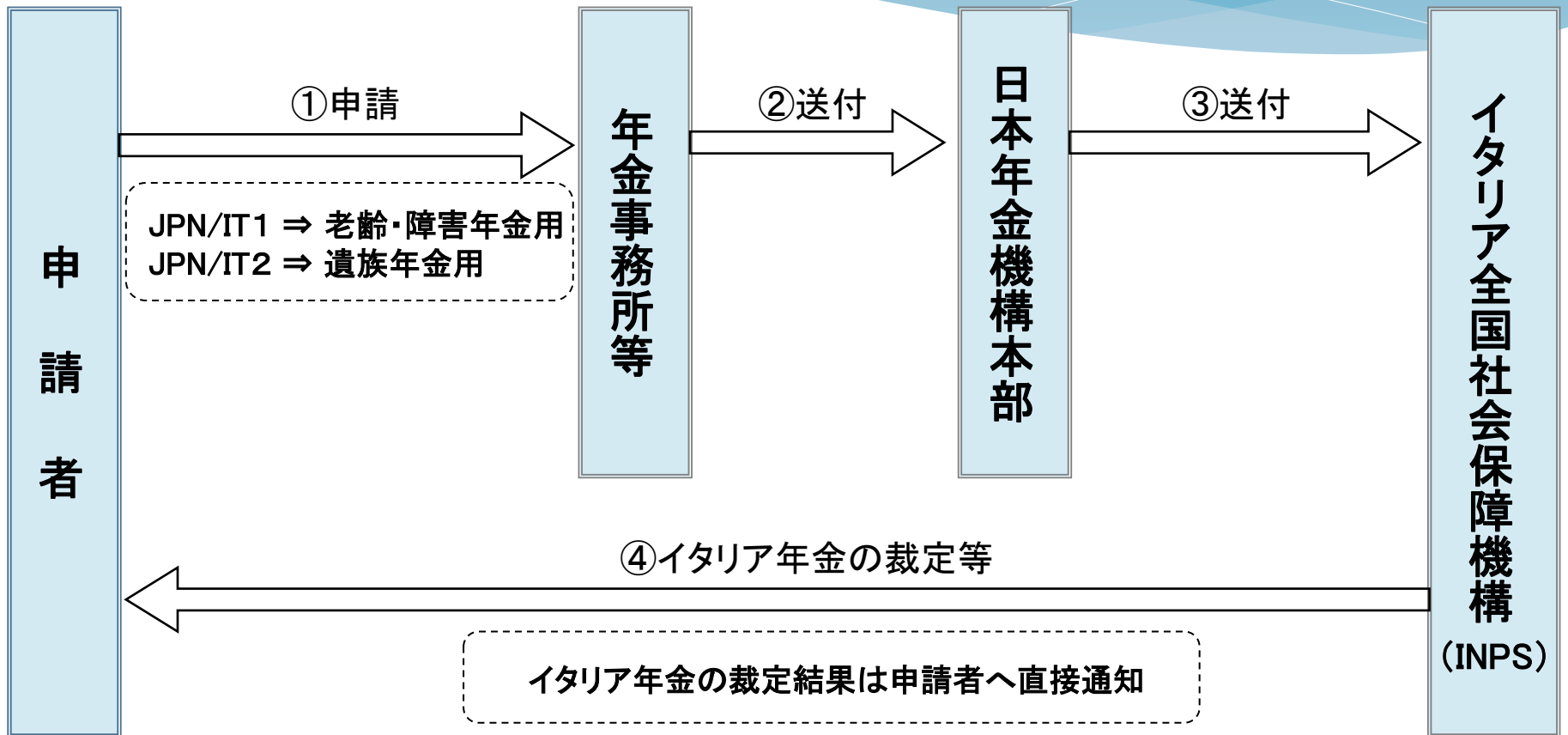
申立が承認された場合、新たに適用証明書は交付されず、イタリア全国社会保障機構(INPS)が承認した当該申立書が返送されるので、当初交付された適用証明書と当該申立書を合わせて保管してください。

[加入免除期間の延長について(再掲)]

- 派遣期間が5年を超える場合、申請に基づき、両国関係機関間で協議し合意した場合には、派遣先国制度の加入免除期間の延長が認められます。
- ただし、その延長期間は原則として5年を超えない期間とされています。

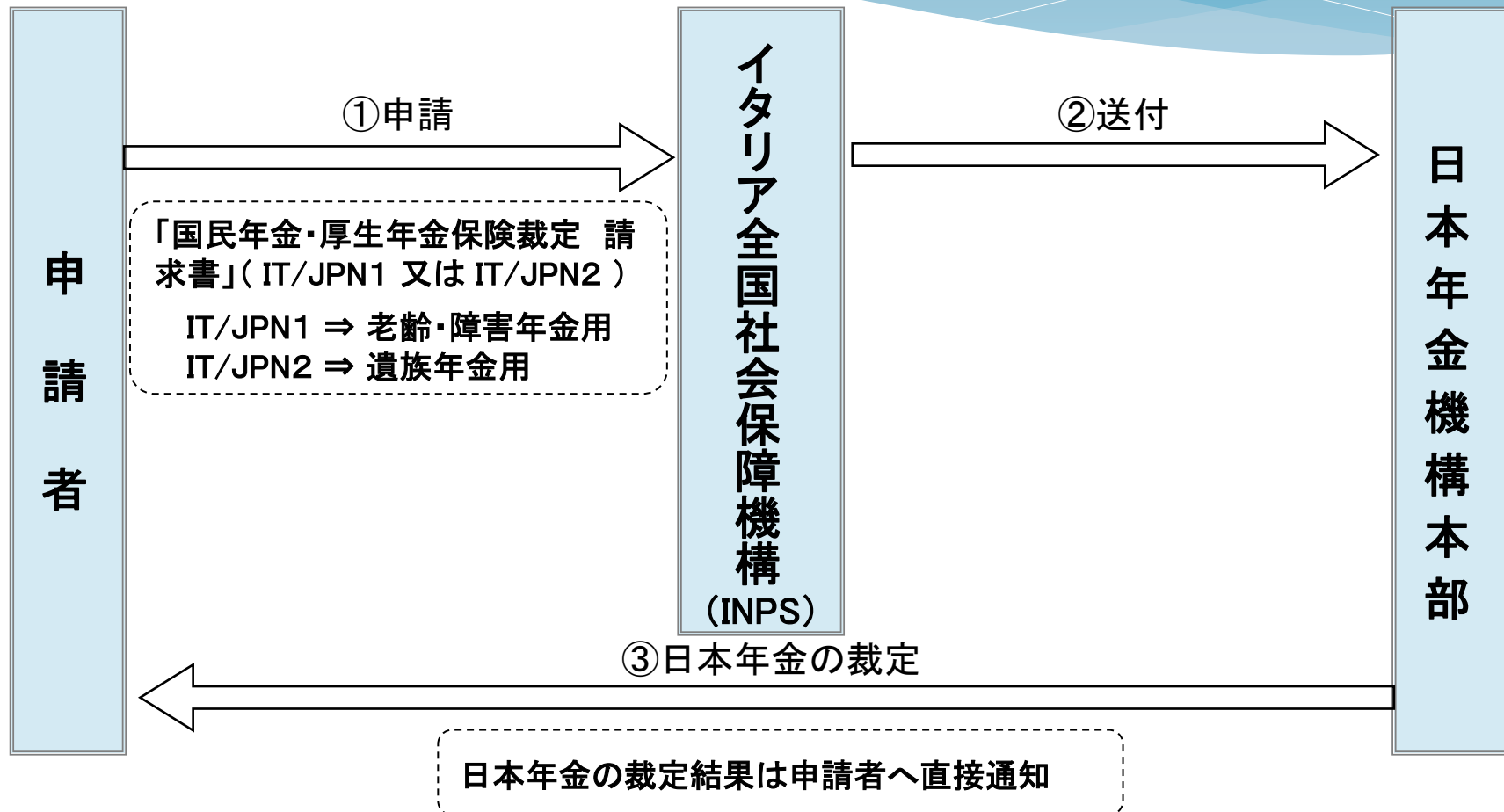
日・イタリア社会保障協定の手続き ～イタリア年金の申請～

- イタリアの年金保険期間を有する日本居住者が、イタリアの年金を請求する場合の流れ



日・イタリア社会保障協定の手続き ～日本年金の申請～

- 日本の年金保険期間を有するイタリア居住者が、日本の年金を請求する場合の流れ



IV 各種問い合わせ先

日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoku/shaho-kyotei/>

または

日本年金機構 社会保障協定

検索



The screenshot shows the official website of the Japan Pension Service. The main navigation bar includes links for Home, Pension System/Procedures, Application/Forms, Pension Q&A, Pension Consultation (Phone/Window), and About Japan Pension Service. The current page is titled 'Social Security Agreements' (社会保障協定). It features a search bar at the top right and a breadcrumb trail: Home > Pension System/Procedures > Social Security Agreements > Social Security Agreements. The page content includes a page ID (140010060-195-291-297), a last update date (2022年10月3日), and a 'Print' button. A notice section is present, followed by a section titled 'Social Security Agreements: Background and Purpose'. This section explains the international context of social security and lists key points: preventing double contributions, ensuring eligibility for foreign pension systems, and simplifying contribution periods. Below this is a section for 'Social Security Agreement Effectiveness Status and Information on Partner Countries', which notes that Japan has 23 such agreements and lists the countries where they are effective: Germany, UK, South Korea, USA, Belgium, and France. Each country is represented by its national flag and name in Japanese.

- 社会保障協定の概要・手続きを説明
- 各申請書が入手可能
- 協定相手国のホームページのリンク先を掲載



- 直近の協定発効状況を掲載



日本側の問い合わせ先

〔社会保障協定の手続きに関する問い合わせについて〕 年金事務所

【日本年金機構ホームページ(全国の相談・手続き窓口)】

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

〔一般的な年金相談に関する問い合わせについて〕 ねんきんダイヤル

(日本国内からおかけになる場合には)

0570-05-1165 (ナビダイヤル)

(海外からおかけになる場合等には)

+81-3-6700-1165 (一般電話)

※通話料は発信者負担となります

※受付時間等の詳細は[日本年金機構のホームページ](#)でご確認ください。

イタリア側の問い合わせ先

イタリア全国社会保障機構
Istituto Nazionale Previdenza Sociale (INPS)

<https://www.inps.it/it/it.html>

(イタリア語・英語)

V 日・イタリア社会保障協定における留意事項

日・イタリア社会保障協定における留意事項

留意事項(日本からイタリアへ派遣される場合)

- ①協定発効時における適用証明書交付申請の提出期限について
- ②イタリア派遣先企業との雇用契約について

日・イタリア社会保障協定における留意事項

～協定発効時における適用証明書交付申請の提出期限について～

- 協定発効前からイタリアで就労している者が協定発効日からイタリア制度の加入を免除されるためには、協定発効日から6か月以内に日本年金機構へ適用証明書の交付申請を提出する必要があります。
- 協定発効日から6か月を超えて交付申請を提出した場合は、両国関係機関間で協議し合意したうえで、交付申請の提出日からイタリア制度の加入が免除されます。

日・イタリア社会保障協定における留意事項

～イタリア派遣先企業との雇用契約について～

- 日本からイタリアへ一時派遣される方が、日本の派遣元企業との間のみでなく、イタリアの派遣先企業との間においても「雇用契約」を結んでいる場合は、原則、イタリア制度の加入が免除されません。
- 一時派遣者の方が、イタリアの派遣先企業と「雇用契約」を結んでいる場合でイタリア制度の免除を希望する場合は、イタリア当局へ保険料免除申請を提出する必要があります。

日・イタリア社会保障協定における留意事項

～イタリア派遣先企業との雇用契約について～

【イタリアにおける在留資格】

- ①出向者従業員 (Distaccato Subordinato)
外国会社からの出向者が対象
- ②出向者取締役 (Distaccato Autonomo)
外国会社からの出向者で、イタリア会社で取締役の立場にある者が対象
- ③従業員 (Subordinato)
現地労働者が対象
- ④取締役 (Autonomo)
現地労働者のうちイタリア会社の取締役が対象

在留資格	UniLav通知(※)	保険料免除申請
①出向者従業員	不要	不要
②出向者取締役	不要	不要
③従業員	必要	必要
④取締役	不要	不要

(※)イタリア当局はUniLav通知により「雇用契約」の有無を判断しています。

日・イタリア社会保障協定における留意事項

～イタリア派遣先企業との雇用契約について～

イタリアへ派遣される場合の留意点

- 派遣される方が、出向者従業員 (Distaccato Subordinato) 又は 出向者取締役 (Distaccato Autonomo) の在留資格の場合は **UniLav通知は不要** ですのでご注意ください。
- 既にイタリアに派遣されている方について、誤ってUniLav通知を送付している場合は、イタリア制度からの加入免除が認められない可能性があるため、加入免除を希望する場合は、協定発効前に通知の取消手続きを行ってください。

日・イタリア社会保障協定における留意事項

～イタリア派遣先企業との雇用契約について～

イタリア当局への保険料免除申請について

- 日本とイタリア両国で雇用契約を結んでいる一時派遣者がイタリア制度の免除を希望し、イタリア当局へ保険料免除申請を提出する場合、協定発効日からイタリア制度の加入を免除されるためには、協定発効日から6か月(※)以内に免除申請を提出し、承認される必要があります。
- 協定発効日から6か月(※)を超えて保険料免除申請を提出した場合は、免除申請の提出日からイタリア制度の加入が免除されます。

(※)協定発効後にイタリアで雇用契約を結んだ場合は2か月